○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑西市飯島字聖天七一番から同市横塚字町北一三五四番六まで	前	ＢＡ 八・七〇～五四・〇〇メートル	六・〇四〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ 二五・〇〇～二〇五・〇〇メートル	七・七六〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
潮来市大字延方字堂津乙三七二番一から鹿嶋市大字清水字峰山一〇三二番まで	前	ＢＡ 七・二〇～三〇・八〇メートル	七・八九四キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 二五・五〇～一三八・〇〇メートル	七・二八〇キロメートル	
		ＢＡ 七・二〇～二四・五〇メートル	一・四九〇キロメートル	
		Ｂ 二五・五〇～一三八・〇〇メートル	七・二八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年四月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　登録建築物調査機関の名称

日本確認センター株式会社

二　住所

千葉県船橋市山野町１６１番地１

三　代表者氏名

代表取締役　市原　浩樹

四　登録年月日

平成二十七年四月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

日本確認センター株式会社　千葉県船橋市山野町１６１番地１

○関東地方整備局告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　日立都市計画道路事業三・三・四十六号鮎川停車場線

三　事業施行期間　自平成二十七年四月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県日立市鮎川町一丁目、二丁目及び三丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前	ＢＡ 八・五〇～五一・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ 二八・〇〇～七二・〇〇メートル	三・二二六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡上松町大字上松二〇二五番四から同郡木曽町福島四三一七番まで	前	ＢＡ 九・〇〇～七二・〇〇メートル	三・〇〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ 一四・〇〇～八七・〇〇メートル	二・八〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号